

税制度が変わります

平成21年度から実施される個人住民税の改正内容

個人住民税の寄附金税制の拡充

改正点

- ・現在の所得控除方式から税額控除方式への変更
 - ・控除対象とする寄附金の上限を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げ
 - ・適用下限額を5千円（現行10万円）に引き下げ
- ※平成20年1月1日以降に寄附された分から適用され、控除を受けるには、所得税の確定申告または住民税の申告が必要です。

■条例指定による控除対象寄附金

これまで、都道府県と市区町村に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部への寄附金についてのみ限定されてきましたが、今回の改正により、所得税の控除対象寄附金のうち、県や市が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度が創設されました。なお、市が指定した寄附金は市民税から、県が指定した寄附金は県民税から税額控除されます。

※寄附金控除額の計算方法

市民税(寄附金額-5千円)×6%

県民税(寄附金額-5千円)×4%

■地方公共団体(都道府県・市区町村)に対する寄附金(ふるさと納税)

寄附先となる都道府県・市区町村の団体数に制限はなく、全国すべての団体に対する寄附金が対象となります。寄附金から5千円を差し引いた額を所得税と合わせて一定限度額まで全額控除します。

※寄附金控除額の計算方法

①の基本控除額と②の特例控除額の合計額を税額控除

①(寄附金額-5千円)×10%

②(寄附金額-5千円)×[90%-寄附者に適用される所得税の限界税率(0~40%)]

ただし、②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

(計算例) 納税義務者モデル

給与収入700万円で夫婦子2人、所得税の限界税率10%、住民税所得割額 293,500円

県に2万円、市に2万円寄付した場合

①基本控除額

1. 寄附総額4万円から適用下限額5千円を控除
 $40,000円 - 5,000円 = 35,000円$

2. 1の額に10%を乗じる
 $35,000円 \times 10\% = 3,500円$

②特例控除額

1. 寄附総額4万円から適用下限額5千円を控除
 $40,000円 - 5,000円 = 35,000円$

2. 1の額に90%から所得税の限界税率を引いた率を乗じる。

$35,000円 \times (90\% - 10\%) = 28,000円$

3. 2の額と特例控除の限度額(住民税所得割の10%)を比較する。

・特例控除の限度額

$293,500円 \times 10\% = 29,350円$

2の額は限度額以内のため**28,000円**が特例控除額となる。

寄附金税額控除額

①と②の合計

$3,500円 + 28,000円 = 31,500円$

(うち県民税控除額12,600円、市民税控除額18,900円)

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入

平成21年10月に支給される公的年金から、公的年金等所得に係る個人住民税を特別徴収(天引き)する制度が導入されました。

特別徴収の対象者は、住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、当該年の4月1日において老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方です。ただし、老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合や、当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合などは特別徴収の対象になりません。平成21年度個人住民税において、公的年金からの特別徴収の対象となる方は、年税額の2分の1に相当する額を普通徴収の納期(6月と8月)に徴収し、残額を10月、12月、2月の年金支払月に3回に分け特別徴収させていただきます。

問い合わせ

税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574